

答申

平成30年6月5日付で諮問された「鵜鷺コミュニティセンター及び鵜鷺コミュニティセンター運営委員会の情報公開」に関する処分に対する審査請求の件（総務第116号）について、次のとおり答申します。

第1 答申

1 審査会の結論

(1) 請求の趣旨記載「1.」について

審査請求人提出にかかる「平成30年（2018）1月29日付」文書によって公文書の特定は完了しておらず、同文書により特定できる範囲の公文書は公文書公開決定の上で公開済みである。また、非公開決定されたもの及び不存在とされたものについても書面で理由が通知されている。

よって、本請求については、理由がなく、棄却されるべきである。

(2) 請求の趣旨記載「2.」について

「出雲市職員および市長に委嘱された委員などによる当該公文書の廃棄、消去、削除、改ざんや隠ぺいなどの不正行為を防ぎ避けること」は、出雲市情報公開条例（平成17年3月22日出雲市条例第4号。以下「条例」という。）第17条の2に定める「公開決定等又は公開請求に係る不作為についての不服」とはいえない。

よって、本請求については、却下されるべきである。

(3) 請求の趣旨記載「3.」について

本件公文書については、全て審査請求人による閲覧が実施済みである。

よって、本請求については、理由がなく、棄却されるべきである。

2 事実

(1) 審査請求人は、平成28年4月5日付で、実施機関に対し、条例第9条第1項の規定により、「鵜鷺コミュニティセンターおよび鷺コミュニティセンター運営委員会についての情報。運営委員会議事録、収支予算書など運営費関連書類。活動支援金など支援金の支給に係る判断理由、支援先の情報（会

則・会員・活動目的など)、支援開始時からの収支報告書と活動報告書。施設や設備などの貸借関係書類(賃貸契約書や報告書など)。センター長および職員の人件(募集や採用手段、方法など)に係る情報。」についての公開を求める公文書公開請求を行った(以下「本件公開請求」という。)

- (2) 実施機関は、本件公開請求後、審査請求人に対し、一部の文書を事実上公開したり、口頭で質問事項に回答したりしたが、本件公開請求に対する公開決定等を行わず、また公開決定等に関する何らの通知も送付しなかった。
- (3) 審査請求人は、平成28年12月12日付で、実施機関に対し、条例第17条の2に基づき、審査請求を行った。
- (4) 審査庁は、平成29年12月21日、実施機関が本件公開請求に対して公開決定等を行っていないことは、出雲市情報公開条例第12条第1項、第2項及び第4項に違反するため、実施機関は直ちに公開決定等を行うものとする旨の裁決をした。
- (5) 実施機関は、平成29年12月28日、審査請求人に対し、「公文書公開請求書の受理について(通知)」と題する文書を送付し、本件公開請求書に記載された「請求する公文書の件名又は内容」から推察された公文書を示したうえで、条例第9条第2項に基づき、請求対象となる公文書特定のために本件公開請求書の補正を求めた。
- (6) 審査請求人は、平成30年1月29日、実施機関に対し、公開を求める公文書の特定として17項目にわたる情報等を記載した「情報公開請求について」と題する文書(以下「1月補正書」という。)を送付した。また、審査請求人は、1月補正書の中で、実施機関に対し、閲覧手続に関して、文書の保管場所(出雲市役所及び鶉鷺コミュニティセンター)での公開を要請した。
- (7) 実施機関は、平成30年2月6日、審査請求人に対し、「情報公開請求について(ご連絡)」と題する文書を送付し、1月補正書では公開請求したいとされた情報の範囲が広いと公文書を特定することができないとして、文書公開に至るまでの手続として、5段階を提示した(①公開する公文書を特定するための面談の実施、②公文書公開請求書の補正、③公開の決定、④公開の準備、⑤公文書の公開)。
- (8) 審査請求人は、平成30年2月23日、実施機関に対し、本件公開請求書

及び1月補正書の情報により公文書は特定されていること、したがって面談などは必要ないこと、などを記載した「情報公開請求について」と題する文書を送付した。

- (9) 実施機関は、平成30年4月11日、本件公開請求に関して公文書部分公開決定を行い、審査請求人に対し、同日付「公文書部分公開決定通知書」(以下「4月11日付公開決定」という。)を送付した。
- (10) 審査請求人は、平成30年4月13日、実施機関に対し、4月11日付公開決定の内容に関し、1月補正書記載の各項目について不明確な部分および公開されないものについての件名や非公開理由の記載がないとして、18項目にわたる質問及び要望を記載した「情報公開請求について」と題する文書を送付し、回答を求めた。
- (11) 実施機関は、平成30年4月17日及び4月20日、4月11日付公開決定に基づき、審査請求人に対し、公文書の閲覧の手段を実施した。
- (12) 実施機関は、平成30年4月25日、本件公開請求に関して公文書部分公開決定を行い、審査請求人に対し、同日付「公文書部分公開決定通知書」(以下「4月25日付公開決定」という。)を送付した。
- (13) 実施機関は、平成30年4月25日、4月26日及び5月1日、4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定に基づき、審査請求人に対し、公文書の閲覧の手段を実施した。
- (14) 審査請求人は、平成30年5月6日、実施機関に対し、「2016年4月5日付け鶴鷺コミュニティセンターおよび鶴鷺コミュニティセンター運営委員会についての公文書公開請求」に係る処分に対する審査請求をした。
- (15) 審査請求人は、平成30年5月18日、実施機関に対し、4月11日付公開決定に関し、「遅滞せず公開してない公文書の公開または公開しない場合、その理由の書面通知」、「遅滞せず公開した公文書の閲覧」などを要請する「平成28年(2016)4月5日付け」情報公開について(要請)」と題する文書を送付した。
- (16) 実施機関は、平成30年5月22日、審査請求人に対し、公開すべき公文書で公開していないものを確認した後できるだけ速やかに対応する、書類の整理を急ぎこれまでに公開したものも含めて閲覧できるよう準備する、な

どを回答する「平成28年(2016)4月5日付け」情報公開に係る要請について(ご回答)」と題する文書を送付した。

- (17) 実施機関は、平成30年5月31日、4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定に関し、審査請求人に対し、公文書の一部の写しを交付した。
- (18) 実施機関は、平成30年6月19日、本件公開請求に関して公文書部分公開決定を行い、審査請求人に対し、同日付「公文書部分公開決定通知書」(以下「6月19日付公開決定」という。)を送付した。また、実施機関は、同日、審査請求人に対し、同日付「公文書不存在通知書」(以下「6月19日付不存在通知」という。)を送付した。
- (19) 実施機関は、平成30年7月24日及び7月27日、4月11日付公開決定、4月25日付公開決定及び6月19日付公開決定に関し、審査請求人に対し、公文書の閲覧の процедуруを実施した。
- (20) 審査請求人は、平成30年7月31日、実施機関に対し、公開していない公文書として133項目にわたる文書の公開を要請する「平成28年(2016)4月5日付け情報公開請求について(通告・要請)」と題する文書を送付した。
- (21) 実施機関は、平成30年8月6日、4月25日付公開決定に関し、審査請求人に対し、公文書の閲覧の procedure を実施した。
- (22) 実施機関は、平成30年8月9日、4月11日付公開決定、4月25日付公開決定及び6月19日付公開決定に関し、審査請求人に対し、公文書の閲覧の procedure を実施した。
- (23) 実施機関は、平成30年8月23日、審査請求人に対し、6月19日付公開決定中の「公開しない部分及びその理由」について、「氏名、」を追加訂正するとして同日付「公文書部分公開決定通知書」(以下「8月23日付公開決定」という。)を送付した。
- (24) 実施機関は、平成30年8月26日、4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定に関し、審査請求人に対し、公文書の閲覧の procedure を実施した。
- (25) 実施機関は、平成30年8月31日、4月25日付公開決定に関し、審査請求人に対し、公文書の閲覧の procedure を実施した。

(26) 実施機関は、平成30年9月14日、本件公開請求に関して公文書部分公開決定を行い、審査請求人に対し、同日付「公文書部分公開決定通知書」(以下「9月14日付公開決定」という。)を送付した。また、実施機関は、同日、審査請求人に対し、同日付「公文書不存在通知書」(以下「9月14日付不存在通知」という。)を送付した。

(27) 実施機関は、平成30年11月12日、9月14日付公開決定に関し、審査請求人に対し、公文書の閲覧の手段を実施した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 請求の趣旨記載「1.」について

ア 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨の「1.」は、「2016年4月5日付け鶴鷺コミュニティセンターおよび鶴鷺コミュニティセンター運営委員会についての公文書公開請求において」「平成30年(2018)1月29日付けで公文書公開請求書の補正として特定した全ての公文書の公開すること、または、公開しない場合、書面でその理由を通知すること」とされている。

イ 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書において、概略以下のような主張をしている。

審査請求人は、出雲市長から、公文書を特定するように公開請求書の補正を求められたため、1月補正書により情報公開請求する公文書を詳しく特定した。出雲市長は、4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定をしたが、公開されていない公文書が多数あり、ほとんどについて公開しない理由を書面で通知していない。

(2) 請求の趣旨記載「2.」について

ア 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨の「2.」は、「2016年4月5日付け鶴鷺コミュニティセンターおよび鶴鷺コミュニティセンター運営委員会についての公文書公開請求において」「公開対象になる公文書の保存および公開ができるように、出雲市職員および市長に委嘱された委員などによる当該公文書の廃棄、消去、削除、改ざんや

隠ぺいなどの不正行為を防ぎ避けること」とされている。

イ 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書において、概略以下のような主張をしている。

平成30年4月11日付及び同年4月25日付の公文書部分公開決定による公開文書について、平成30年4月17日から26日の間に閲覧が実施されたところ、その期間中に鶺鴒コミュニティセンターのセンター長および鶺鴒コミュニティセンター運営委員会の会長が、公開対象になる公文書（平成27年8月28日の臨時運営委員会の議事録、録音など）を公開しないように廃棄、消去、削除、改ざんや隠ぺいなどの不正行為を行った。

（3）請求の趣旨記載「3.」について

ア 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨の「3.」は、「2016年4月5日付け鶺鴒コミュニティセンターおよび鶺鴒コミュニティセンター運営委員会についての公文書公開請求において」「公開した公文書の閲覧をさせること」とされている。

イ 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書において、概略以下のような主張をしている。

平成30年（2018）4月11日の公文書部分公開決定通知による公文書閲覧は、2018年4月17日から開始されたが、出雲市は、正当な理由及び書面の通知なく、2018年5月1日から閲覧を停止した。

4 実施機関の主張要旨

（1）請求の趣旨記載「1.」について

実施機関は、審査会に対し、概略以下のような主張をしている。

審査請求人の提出した平成30年1月29日付の文書（1月補正書）では、公文書の特定は完了していない。そのため、審査請求人に対し、平成30年2月6日付「情報公開請求について（ご連絡）」により面談の要請をしたが、審査請求人はこれに応じなかった。

このため、実施機関は、公文書の特定ができる範囲で段階的に公文書の公開決定を行い、その公開日における審査請求人からの聞き取りにより、その他の公文

書の特定ができた場合には、追加で公開決定を行うこととした。

そして、4月11日付公開決定、4月25日付公開決定、6月19日付公開決定、6月19日付不存在通知、8月23日付公開決定、9月14日付公開決定、9月14日付不存在通知を行った。

各公開決定に基づく公文書の閲覧手続は、平成30年11月12日までに全て完了した。

よって、審査請求人の主張する「公文書を公開しない、その理由を通知しない」には該当しない。

(2) 請求の趣旨記載「2.」について

実施機関は、審査会に対し、概略以下のような主張をしている。

鵜鷺コミュニティセンターのセンター長および鵜鷺コミュニティセンター運営委員会の会長が、公開対象になる公文書（平成27年8月28日の臨時運営委員会の議事録、録音など）を公開しないように廃棄、消去、削除、改ざんや隠ぺいなどの不正行為を行ったという事実はない。

また、本請求の趣旨は、公文書公開請求に係る審査請求の事由に該当しない。

(3) 請求の趣旨記載「3.」について

実施機関は、審査会に対し、概略以下のような主張をしている。

4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定に基づき、平成30年4月17日から5月1日までの間に計5日間にわたって閲覧を実施した。

平成30年5月1日、審査請求人に対し、「公文書」の範囲を明確にし、閲覧の方法について確認するための時間が欲しい旨の申し出を行った。この申し出は、「公開の停止」ではなく、情報公開を進める中で、公開済みの公文書や公開手続の確認作業のための時間を取るためのものであった。

閲覧手続は、確認作業終了後の平成30年5月31日以降に再開した。

よって、審査請求人の主張するような閲覧の停止には該当しない。

5 審査会の判断

(1) 請求の趣旨記載「1.」について

ア 総論（争点の整理）

審査請求人は、本件審査請求が提起された平成30年5月6日時点において、実施機関が、審査請求人が1月補正書によって公開を求めた文書について、一部文書については部分公開決定がなされた反面、その余の文書については公開決定がなされていなかったこと、そしてその理由等の通知がなされていなかったことについて、問題としているものと思われる。

しかし、実施機関によれば、1月補正書によっては審査請求人が公開を求める公文書の特定が不十分であったため、公文書の特定ができる範囲で段階的に公文書の公開決定を行い、その公開日における審査請求人からの聞き取りにより、その他の公文書の特定ができた場合には、追加で公開決定を行うこととし、4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定は、かかる方針に従ってそれぞれの時点における情報で特定できたものだけを公開したとのことである。実際、実施機関は、平成30年5月6日以後、3回の部分公開決定をなした上で閲覧手続を実施し、あわせて2回の公文書不存在通知を審査請求人に送付している事実も認められる。

以上の本件の実情に照らすと、本請求の趣旨における実質的争点は、以下のよう整理できる。まず、①1月補正書により審査請求人が公開を求める公文書の特定のために必要な補正が完了していたと評価できるのであれば、実施機関としては、直ちに部分公開決定をなし、併せて文書不存在通知を行うべきこととなる。他方、②1月補正書のみにより公文書の特定のために必要な補正が完了していないと評価できる場合であっても、そもそも本件のように、公文書の特定ができる範囲で段階的に公文書の公開決定・不存在通知を行うことが条例に照らして相当と評価できるかどうかの問題となる。そして、③②が相当と評価できるとしても、本件において、4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定においてそれぞれ部分公開決定がなされた文書は、各決定時点において実施機関が把握していた情報に照らして必要十分なものだったか、換言すれば後日公開決定された文書の中で4月11日ないし4月25日に公開できたものがなかったか、が問題となる。

以下、①～③について、それぞれ検討する。

イ ①1月補正書のみにより補正が完了していたと評価できるか

この点、1月補正書は、本件公開請求の記載に比べれば、項目も詳しくなり、例示も伴っているものであって、一定程度具体的に文書が特定されていると評価することはできる。

しかし、たとえば1月補正書の項目(1)では、「鶺鴒コミュニティセンターについて(運営などについての報告書を含む)の情報」とされているところ、例示部分を除けば、一義的に文書を特定できるとまではいえない概括的な記載にとどまっていることが見て取れる。そして、かかる概括的記載は、(1)以外にも(2)、(13)及び(15)など、複数の箇所に見受けられる。

とすれば、これらの概括的記載についてより詳しい情報がなければ文書の特定は困難と言える以上は、1月補正書のみによって補正が完了していたと評価することはできない。

ウ ②公文書の特定ができる範囲で段階的に公文書の公開決定・不存在通知を行うことが情報公開条例に照らして相当か

条例は、第9条第1項第2号において、公開請求者に対して、公開請求書において、公開を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項を記載することを求め、同条第2項において、実施機関に対して、公開請求者に相当の期間を定めて形式上の不備に関する補正を求める権限を与えている。

さらに、条例は、第12条第4項において、実施機関に対して、第9条第2項の補正に要した期間を除き、原則として公開請求日より15日以内に公開決定等をなすべきことを定めている。

このような条例の定めを鑑みれば、条例は、公開請求者が第9条第2項の補正の求めに応じなかった場合や応じたとしても不十分であった場合は、実施機関に対し、補正期間を除いて原則15日の期間内に、公開請求の対象として特定された公文書についてのみ公開決定等をなすことを求めており、当該公開決定等の後にも随時の補正を受け付け、段階的に公開決定等を行うことは想定していないと言ふべきである。

もっとも、以上のように考えると、原則15日の期間内になされる公開決定等の時点において特定されていなかった公文書について公開を請求しようとするときは、公開請求者は、改めて条例第9条第1項の公開請求書を提出することを

求められることになる。実施機関が、原則15日の期間内の公開決定等を行った上で、その後も補正を受け付け、それにより特定できた公文書について段階的に公開決定等を行うことは、一般に公開請求者に有利な取り扱いであるから、条例3条の趣旨に照らし、公開請求者に不利益を与える特段の事情のない限りにおいて、そのような取り扱いも許されると考えるべきである。

本件についてみると、前述のとおり1月補正書のみでは公文書が完全に特定されていたと評価できない上、審査請求人は実施機関が求めた公文書特定のための面談の要請を断っているのであるから、実施機関としては1月補正書により特定のできた公文書のみについて公開決定等を行うことが原則的対応であったといえる。しかし、前述のとおり、公開決定後も補正を随時受け付け、それにより特定できた範囲で段階的に公開決定等を行うことは一般に公開請求者に有利な取り扱いであり、本件においても、そのような取り扱いを行ったことそのものが審査請求人に不利益を与えたと認められる特段の事情は見受けられない以上、本件で実施機関が段階的に公開決定等を行ったことそのものを不当と評価することはできない。

なお、公開決定等の後にさらに随時の補正を受け付け、公文書の特定ができた範囲で段階的に公開決定等を行った場合に、段階的に行われた各公開決定等も公開決定等である以上、各公開決定等の時点で実施機関に与えられていた情報に照らし特定可能な公文書全てについて公開決定等がなされていたか否か等が問題となることは言うまでもない。

エ ③4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定においてそれぞれ部分公開決定がなされた文書は、各決定時点において実施機関が把握していた情報に照らして必要十分なものだったか

(ア) 4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定について

4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定においてそれぞれ部分公開決定がなされた文書は、各決定時点において実施機関が把握していた情報に照らして必要十分なものだったかについて、以下検討する。

A 4月25日付公開決定で公開されている公文書の中に、4月11日付公開決

定時点で公開決定できたものがなかったか

審査請求人・実施機関の双方の主張及び提出資料を踏まえて検討した結果、4月25日付公開決定で公開されている公文書の中に、後述（F）を除き4月11日付公開決定時点で公開決定できたものはなかったといえる。検討対象となった文書が多数に上るため、そのうちいくつかについての検討を以下に詳述する。

（A）鵜鷺コミュニティセンター運営委員会資料（平成28年度第4回・平成29年度第1回）、開催案内（平成28年度第4回～平成29年度第3回）、議事録（平成28年度第2回～平成29年度第3回）、鵜鷺コミュニティセンター運営委員会資料添付の委員名簿（平成28年度第4回・平成29年度第1回）

情報公開請求制度において公開の対象となる公文書は、当該情報公開請求日までに作成された公文書である。この点、4月25日付公開決定において公開されたこれらの文書は、本件公開請求がなされた平成28年4月5日以降に作成された文書であることが認められる。したがって、4月11日付公開決定時点で公開決定がされるべき文書ということはできない。

なお、実施機関によれば、4月11日付公開決定に基づく公開手続の中で、審査請求人から情報公開請求日以降に作成された文書についても公開の要請があったことから、これらの文書を追加で公開したとのことである。本来であれば、別途の情報公開請求が必要とも思料されるが、前述の通り、かかる対応自体は審査請求人に有利な取り扱いといえ、審査請求人に不利益を与えたと認められる特段の事情は見受けられない以上、かかる対応は不当とはいえない。

（B）鵜鷺コミュニティセンター運営委員会 開催案内文書

これらの文書は、4月25日付公開決定において公開されているが、1月補正書には「鵜鷺コミュニティセンター運営委員会の会議に関連する（開催案内（中略）を含む）の情報」と記載されており、4月11日付公開決定時点で特定がされていたとも考えうる。

しかしながら、元々の本件公開請求書においては、運営委員会の会議に関する公文書としては「運営委員会議事録、収支予算書など運営費関連書類」と記載されているのみであって、「開催案内」が一義的にそこに含まれるとまではいえない。

い。すなわち、この開催案内については、1月補正書は補正というよりも対象文書を拡張したとも評価できる内容となっており、当該内容について審査請求人に確認することが必要であると考えられる。そして、審査請求人において、確認のための面談の要請を断ったという事情がある本件においては、4月11日付公開決定時点で「開催案内」が特定されていたと評価することはできないと言うべきである。

(C) 鵜鷺コミュニティセンター運営委員会 議事録（平成27年度8月28日臨時会，平成27年度11月5日臨時会）

これらの文書は、4月25日付公開決定において公開されているが、1月補正書には「鵜鷺コミュニティセンター運営委員会の会議に関連する（（中略）、議事録，（中略）を含む）の情報」と記載されており、元々の本件公開請求書においても「運営委員会議事録，収支予算書など運営費関連書類」と記載されているため、4月11日付公開決定時点で特定がされていたとも考えうる。

しかしながら、本件公開請求書からは運営費関連書類としての運営委員会議事録を対象に含む趣旨であることは推認できるが、1月補正書の記載は包括的なものとなっており前記議事録以外にどのようなものを含むのか、一義的に特定できる内容とはなっていないといえる。そして、審査請求人において、確認のための面談の要請を断ったという事情がある本件においては、4月11日付公開決定時点でこれらの2つの臨時会の議事録が特定されていたと評価することはできないと言うべきである。

(D) 鵜鷺コミュニティセンター運営委員会 会議の開催起案書・報告起案書

これらの文書は、本件公開請求書及び1月補正書のいずれにも具体的に列挙されていない。そして、審査請求人において、確認のための面談の要請を断ったという事情がある本件においては、これらの文書が4月11日付公開決定時点で特定されていたということはない。

(E) 出雲市鵜鷺コミュニティセンター使用承認申請書について

同申請書について、4月25日付公開決定により公開されている。同申請書は、

貸館（会議室等）についてのものであるところ、審査請求人の提出した本件公開請求書及び1月補正書の内、関連する記載についてみると、本件公開請求書には「施設や設備などの貸借関係書類（賃貸契約書や報告書など）」との記載があり、1月補正書には「鵜鷺コミュニティセンターの施設や設備（土地や建物）の個人および団体など第三者の利用について」との記載が認められる。実施機関の説明によると1月補正書において「土地や建物」との記載がなされていたため、土地や建物全体のものを対象とする請求であり、貸館については含まないと考えたが、その後審査請求人から貸館を含むことを確認したので4月25日付公開決定により貸館にかかる同申請書を公開したとのことである。

本件公開請求書には「施設や設備」と記載されていたところ、公開を求める公文書を特定する趣旨で提出される1月補正書において、「施設や設備（土地や建物）」とより限定された記載がされている場合において、土地や建物そのものを賃貸する場合の公文書を公開請求の対象として特定したものと捉え、行政財産（不動産）のあらゆる賃貸を対象とするものではないと解釈することは合理的であり、審査請求人が1月補正書提出以降に実施機関からさらに対象を特定するための補正を求められ、これを拒絶していたという経緯も踏まえると、同申請書を同年4月11日の時点で公開すべきであったとまではいえないと判断した。

(F) 鵜鷺コミュニティセンター運営委員会資料（平成24年度第2回，平成25年度第2回，平成26年度第2回，平成27年度第2回）

これらは、各年度の採用の推薦について審議，決定した書類とのことであるが、実施機関は、4月11日付公開決定時ではなく、4月25日付公開決定時に公開の対象とした理由について、本件公開請求における「請求する公文書の件名又は内容」では、運営委員会の収支予算書など運営費関連書類，収支報告書と活動報告書の公開を求められたため、上記書類については公開の対象としなかったが、4月11日付公開決定に基づく公開日における審査請求人からの聞き取りを踏まえて公開することとしたと説明している。

しかし、本件公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」には、「センター長および職員の人事（募集や採用手段，方法など）に係る情報」との記載があり、1月補正書には、「鵜鷺コミュニティセンターのセンター長を含む職員の人事に

について（募集や採用手段，方法，鶉鷺コミュニティセンター運営委員会などで議論や検討し決定した採用に関する書類を含む）の情報」との記載があり，上記書類が会議資料となった回以外の回の運営委員会の会議資料が4月11日付公開決定により公開されている状況も合わせて考えると，各年度の採用の推薦について審議，決定した書類である上記書類は，公開を請求する公文書として特定されていたものと認められる。

B 6月19日付公開決定・9月14日付公開決定で公開されている公文書の中に，4月11日付公開決定・4月25日付公開決定時点で公開決定できたものがなかったか

この点についてもAと同様に検討した結果，4月11日付公開決定・4月25日付公開決定時点で公開決定できたものはなかったといえる。Aと同様にいくつかについての検討を以下に詳述する。

(A) 6月19日付公開決定について

a 出雲市コミュニティセンター事務マニュアル 出雲市コミュニティセンター運営協議会，事務マニュアル改正・変更履歴

これらの文書は，4月11日付公開決定で公開された事務マニュアルの改正履歴であるが，1月補正書の内容からは，規約そのものだけでなく改正履歴まで請求する趣旨であるかどうかは一義的には判断できない。そして，審査請求人において，確認のための面談の要請を断ったという事情がある本件においては，4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定時点においてこれらの改正履歴が特定されていたと評価することはできないと言うべきである。

b 団体育成費に係る鶉鷺コミュニティセンターに提出された各団体の領収書，

審査請求人の提出した本件公開請求書及び1月補正書の内，関連する記載についてみると，1月補正書に「鶉鷺コミュニティセンターの活動支援金・助成金について（助成金の権限，条件，手続き，決定基準および決定方法，決定者・決定機関，支払先機関，助成金の申請者・申込者の募集方法，申請書・申込書および申請書・申込書として提出した資料，決定通知書，支援金・助成金の使用報告書および領収書を含む）の情報」との記載がある。

団体育成費に係る鵜鷺コミュニティセンターに提出された各団体の領収書とは、補助事業に係る団体の支出の領収書であるところ、上記の、1月補正書には「支援金・助成金の…領収書」と記載されており、これを素直に読むと、団体が支援金・助成金を鵜鷺コミュニティセンターから受領した際の領収書と読み取れる。合わせて、審査請求人が1月補正書提出以降に実施機関からさらに公開請求の対象を特定するための補正を求められ、これを拒絶していたという経緯も踏まえると、上記領収書を同年4月11日の時点で公開すべきであったとまではいえないと判断した。

(B) 9月14日付公開決定

a 鵜鷺コミュニティセンター運営委員会 委員推薦書

1月補正書記載の「鵜鷺コミュニティセンター運営委員会委員の推薦、変更、交代（中略）についての情報」に関しては、4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定において、運営委員会委員名簿が公開されていた。他方、本件公開請求書及び1月補正書のいずれにおいても、「委員推薦書」は具体的に列挙されていない。そして、審査請求人において、確認のための面談の要請を断ったという事情がある本件においては、これらの文書が4月11日付公開決定、4月25日付公開決定及び6月19日付公開決定時点で特定されていたということとはできないうべきである。

b 新規採用職員選考方法等について（調査）（平成24、25、28年度の鵜鷺コミュニティセンター分）

別年度の同内容の公文書については、4月11日付公開決定により公開されているところ、上記公文書については9月14日付公開決定により公開されるに至っている。

実施機関は、上記公文書が遅れて公開された経過として、再調査を行ったところ追加資料が発見され公開に至ったと述べている。

別年度の同内容の公文書が4月11日付公開決定により公開されているところ、現に存在していた上記公文書も4月11日付公開決定により公開されていることが望ましかつたといえる。

しかし、本件公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」に、「センター長および職員の人事（募集や採用手段、方法など）に係る情報」との記載があり、1月補正書には、「鵜鷺コミュニティセンターのセンター長を含む職員の人事について（募集や採用手段、方法、鵜鷺コミュニティセンター運営委員会などで議論や検討し決定した採用に関する書類を含む）の情報」との記載があるにとどまり、かつ、さらに文書を特定するための補正依頼を審査請求人が拒絶していた平成30年4月11日の時点において、「新規採用職員選考方法等について（調査）」という公文書が、審査請求人によって公開を求める公文書として特定されていたとは言い難い。

そうすると、上記公文書について平成30年4月11日付で公開決定等を行っていないことについて、違法との評価はできないものと判断した。

C 小括

以上のとおり、4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定においてそれぞれ部分公開決定がなされた文書は、A(F)鵜鷺コミュニティセンター運営委員会資料（平成24年度第2回、平成25年度第2回、平成26年度第2回、平成27年度第2回）を除いて、各決定時点において実施機関が把握していた情報に照らして必要十分なものだったと言うべきである。

他方、A(F)鵜鷺コミュニティセンター運営委員会資料（平成24年度第2回、平成25年度第2回、平成26年度第2回、平成27年度第2回）については、前述の通り4月11日付公開決定において公開されるべきだったものであって時機に遅れたものというべきである。しかし、時機に遅れたとはいえ2週間後の4月25日に公開決定がされ、審査請求人に対しては既に公開済みであることから、その手続的瑕疵は治癒され、請求の理由は事後的に消滅していると言うべきである。

(イ) 6月19日付不存在通知及び9月14日付不存在通知について

実施機関は、本件における公文書の不存在については、6月19日付不存在通知と9月14日付不存在通知の2回にまとめて通知している。

そして、これらの不存在通知にて通知された公文書のうちには、4月11日時

点ないし4月25日時点において対象文書が特定されていたと評価できるものが相当数あるものと認められる。

この点に関し、実施機関は、補正が不十分であって文書の特定が不十分だったという本件の特殊性に鑑み、請求対象公文書の全体像がはっきりしてからまとめて不存通知を行ったものである旨説明している。

しかし、段階的に公開決定・不存通知をなす場合には、その時点において与えられた情報に基づいて公文書の特定ができる範囲において必要十分な公開決定・不存通知がされるべきであって、後日まとめて不存通知を行うことは、条例第3条の趣旨に照らして相当ではないと言うべきである。

本件の2つの不存通知は、前述のとおり、4月11日・4月25日時点で不存通知がなされるべき文書を含んでいるものであって、時期に遅れたものと評価せざるを得ない。しかし、これら通知により、最終的に不存文書についての書面での理由の通知自体は一応なされていることを踏まえると、その手続的瑕疵は治癒され、請求の理由は事後的に消滅していると言うべきである。

オ 本趣旨に係る結論

以上のとおり、1月補正書によって公文書の特定は完了しておらず、同文書により特定できる範囲の公文書は公文書公開決定の上で公開済みである。

また、非公開決定されたもの及び不存とされたものについても書面で理由が通知されている。

よって、本請求については理由がなく、棄却されるべきと判断する。

(2) 請求の趣旨記載「2.」について

審査請求人は、公開対象になる公文書の保存及び公開ができるように、出雲市職員および市長に委嘱された委員などが公文書の廃棄、消去、削除、改ざんや隠ぺいなどの不正行為を行うことを防ぎ避けることを求めるものである。しかし、かかる請求自体は、条例が審査請求の対象とする「公開決定等又は公開請求に係る不作為についての不服」とは言えない。

したがって、本請求については却下されるべきと判断する。

(3) 請求の趣旨記載「3.」について

ア 総論（争点の整理）

本趣旨に関しては、審査請求後に審査請求人に対する公文書の閲覧手続が実施されているため、理由がないことは明白である。

もっとも、審査請求人は、4月11日付公開決定及び4月25日付公開決定に基づく公文書の閲覧手続が、正当な理由及び書面の通知なく、2018年5月1日から閲覧を停止されたとして、かかる実施機関の対応を問題視しているものと考えられるため、この実施機関の対応の当否についても検討する必要があるものと思料する。

この点、実施機関によれば、この様な対応は、平成30年4月17日から5月1日までの間に計5日間にわたって閲覧を実施した上で、公開手続の継続を前提に、公開済みの公文書や公開手続の確認作業のための時間を取るために行ったものであり、5月31日から閲覧の手続を再開しているとのことである。

かかる実情に照らすと、本件における実施機関の対応は、それ以上の公開をしないという前提での永続的な閲覧停止とは評価することはできない。

とすれば、この対応の当否における実質的な争点は、実施機関が、5月1日の閲覧日の次の閲覧日を直ちには指定せず、後日5月31日に指定したことの当否にあるというべきである。そして、条例第15条第3項によれば、公文書の公開は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとされているため、本件における実施機関の前記期日指定の当否の判断については、前記指定が条例第15条第3項により与えられた裁量権を逸脱したものといえるかの問題に帰着すると言ふべきである。

イ 実施機関の期日指定に裁量権逸脱があるか

閲覧日の指定が裁量権の範囲内にあるかについては、期日指定までに時間を必要とした事情の相当性、当該事情と期日指定までに要した期間・それまでの閲覧の実施状況との比較衡量などの観点から判断されるべきである。

この点、本件において期日指定までに時間を必要とした事情は、前述のとおり公開済みの公文書や公開手続の確認作業を行うためであったといえ、かかる事情は相当なものである。

また、この確認作業がなされる前には既に計5日間にわたっての閲覧が実施済みであり、直近の閲覧実施日から指定された期日である5月31日までは30日と決して不相当な長期間とまではいえない。

よって、本件の閲覧日の指定は、実施機関の期日指定に係る裁量権を逸脱するものとはいえないと言うべきである。

なお、審査請求人の主張によれば、実施機関が5月31日の閲覧日の指定を審査請求人に連絡告知した事実はなく、実施機関においてもこの主張を覆すに足る資料は残していないとのことであり、実際にいつどのような形で閲覧日が指定されたかは必ずしも判然としない。しかし、5月31日に閲覧手続が実施されたことには争いはない以上、期日指定がなされたことは明らかであるので、かかる事情は本件に影響を与えないと判断したものであることを付言する。

ウ 本趣旨に係る結論

以上のとおり、本件公文書については、全て審査請求人による閲覧が実施済みである。

また、実施機関による閲覧日の指定は、裁量権を逸脱するものとはいえない。よって、本請求については理由がなく、棄却されるべきと判断する。

(4) 審査会の結論

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

第2 附帯意見

1 意見の趣旨

コミュニティセンターにおける公文書作成・管理について、各コミュニティセンター毎に運用が異なる現状を改め、統一的な基準の下で適切に行うようにされたい。

2 意見の理由

審査請求の趣旨記載「2.」に関する調査の過程において、コミュニティセンターにおいては、公文書の作成・管理に関する統一的な基準は存在せず、各コミュニティセンターが独自の運用をしていることが判明した。

たとえば、鶉鷺コミュニティセンターにおいては、然るべき決裁手続を経た運営委員会議事録は作成されておらず、センター長等が事実上作成した文書が議事内容確認のために利用されていた。しかし、このような作成状況では、運営委員会というコミュニティセンターの機関における意思決定にかかる記録の作成の正確性が担保されず、後日コミュニティセンターの運営に問題を生じさせる可能性がある。

また、文書の管理についても、保存年限についてもマニュアルにおいて抽象的な基準が設定されているにとどまり、保存年限の判断も区々であると見受けられた。

この点、コミュニティセンターにおいて作成・管理される文書は、出雲市の公文書となりうるものであることは明白であり、しかるべき作成プロセスや文書管理を担保することは、市民に向けた出雲市の責任というべきである。また、情報公開請求手続の観点からも、例えば作成された文書がどの段階で公文書となるのかが明確でなければ、公開事務に過度の負担を生じさせることとなりかねず、限られた行政リソースの最適分配という観点からも問題がある。

よって、意見の趣旨記載の通り、コミュニティセンターにおける公文書作成・管理が改善されるよう、意見を述べるものである。

以上

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年 6月 5日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
平成30年 8月 1日 (第1回審査会)	審議
平成30年 9月28日 (第2回審査会)	審議
平成30年11月16日 (第3回審査会)	審議
平成30年12月 5日 (第4回審査会)	審議
平成31年 3月 1日 (第5回審査会)	審議
令和元年 8月23日 (第6回審査会)	審議
令和元年 9月18日 (第7回審査会)	審議
令和元年10月23日 (第8回審査会)	処分庁への聴取・審議
令和元年11月21日 (第9回審査会)	審議
令和2年 1月14日 (第10回審査会)	審議
令和2年 2月20日 (第11回審査会)	審議
令和2年 3月25日 (第12回審査会)	審議
令和2年 6月 5日 (第13回審査会)	審議
令和2年 8月25日	出雲市情報公開審査会から実施機関に答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

平成30・令和元年度：板垣正和，多久和淑子，中井洋輔，原量範，山本樹

令和2年度：板垣正和，大國暢子，多久和淑子，中井洋輔，原量範，山本樹